

■タレント・モデルなどの契約トラブル

—あなたの夢やあこがれにつけ込んでくる事業者に気をつけて！—

全国の消費生活センター等にはタレント・モデルなどの契約をめぐる消費者トラブルが、10～20歳代の若者を中心に寄せられています。

以前は多く見られた街中でのスカウトに加え、最近ではスマートフォン等で検索して見つけたオーディションに申し込んだり、SNSで芸能事務所の募集広告を見たりして、自ら連絡を取ったことをきっかけに、トラブルにあうケースもみられます。

<相談事例>

【事例1】

「テレビ番組に出られる」「仕事をたくさん紹介する」と言われたがレッスンも仕事もない

【事例2】

声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた

<トラブル防止のポイント>

(1) 芸能人にあこがれる気持ちにつけ込んで、あなたに期待を持たせる勧誘トークに注意！

悪質業者はあなたの夢につけ込んで「才能がある」と期待を持たせたり、「今決めないと合格を取り消す」などと急かして、有料のレッスンやマネジメント等の契約を勧めます。家族や周囲の人に相談するなど「冷静」「慎重」な判断を心がけましょう。

(2) レッスン、マネジメントのためと費用負担を求められても、その場で契約しない

オーディションや面接のために出向いた事務所で「有料のレッスン、マネジメント契約が必要」と不意打ち的な勧誘を受ける場合があります。

安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制、それらに伴う費用負担がある場合はその内訳など、契約内容をよく確認しましょう。

(3) 2022年4月から『18歳で大人』に！

成人後は原則として、一方的に契約をやめることはできません。契約を急かす相手、お金を借りることを勧める相手をきっぱり断れる大人になりましょう。

不安に思った時、トラブルにあった時は「188」に相談を！

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

タレント・モデルなどの契約トラブル

【事例1】テレビ番組に出られるなどと言われて所属契約したがレッスンも仕事もない
ネット広告をみて、芸能事務所で面接を受けたら合格した。「うちに所属すれば**確実にテレビ番組に出演できる。レッスンもあるし、あなたは向いている**」「仕事はたくさん紹介する。所属枠は残りわずかなので早く決めて」と急かされ、その場で契約を交わした。
その後事務所から**番組出演の話は一切されず、レッスンもない**。(20歳代 女性)



【事例2】声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた
求人サイトで声優のアルバイトに応募したが不合格だった。しかし「やる気があるなら新人枠で推薦する」と言われ、お願いしたら「条件付きで新人枠に入れた」と言われた。
出演の条件は約8万円の**レッスン受講**だった。親に反対され断ったが「大学生で親に頼るのか」と罵倒された。契約を解除したい。(10歳代 男性)

相談件数 (2022年1月末までのPIO-NET*登録分)



20歳代以下の若者の割合が増加！



トラブルに遭わないためのポイント

- 「才能がある」と期待させられ「今決めないと合格を取り消す」などと急かされることも・・・
家族に相談するなど「**冷静**」「**慎重**」な判断を心がけて
- レッスン、マネジメントのためと**費用負担**を求められても**その場で契約しない**
- 具体的な活動内容やサポート体制、費用面の詳細をよく確認！
- 契約後、必ず仕事や報酬があるか分かりません
クレジット契約や借金をしてまで契約しない
- **不安な時、困った時は「188」に相談！**